

農業委員会定例会 6月

1. 開催日時 令和元年6月20日 午後1時25分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 11番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画（案）について
 - 議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	<p>定刻より少し早いですが、出席者が皆さんそろいましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。</p> <p>議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
議長	<p>毎日、暑い日が続きますが、農作業が大変な時にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、5番委員、6番委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、議案の差替えをお願いします。差替箇所は、本日配付している議案（図面）の39、40、41ページになります。</p> <p>1番は、池田在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 672 m² について 池田 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■さんが譲り受け、キクを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は9,408 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>これまでオリーブ栽培がされていましたが返還を受け、次はここでキクの親株を作りたいということで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の記載について、譲渡人 代表して■■■■の住所になっており、■■■■は「大阪府■■■■」であります。</p>

2番は、大阪府在住の■■■■さん、■■■■さんの共有名義の
蒲生 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 633 m² について
蒲生■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地では野菜、果樹を栽培
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,145 m²で、5アール
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当
しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理者 譲渡人は譲受人の父の弟2人です。実際は、今も■■■■さんがミカン
を作っており、叔父さんから名義を変えるということなので、問題はないと
思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番につい
て、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、奈良県在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 280 m² について
西村■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培す
る計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,779 m²で、5アール
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当し
ないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、兵庫県在住の■■■■さん所有の 片城 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 839 m ² について 片城■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
8番委員	農業の開始とはなっていますが、■■■■さんは父名義の農地を既に管理しています。今回の農地は親戚のもので、地元からの要望があり譲り受けて耕作することになりました。本申請地についても、お寺の参道の前でもありますし、きちんと管理してもらえenと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、奈良県在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 274 m ² について 西村■■■■番地の■■■■さんが、隣接する宅地（■■■■ 71.96 m ² ）と併せて住宅を建築するための転用申請となっています。 転用に係る造成については、既設の石積擁壁を利用し、花崗土で約0.1メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置

し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側農道側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理者 実際は、荒廃地で家が建っても問題はないと思います。以前は、ここに家が建っており、昔に宅地から農地に変わっていたものと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、蒲野在住の■■■■さん所有の
蒲野 字 ■■■■ ■■■番 ■畑 187 m² について
■■■■が公園（憩いの広場）を整備するための転用申請となっています。
申請地は、神事をはじめとした地区行事を行ったり災害時の避難場所とするほか、日頃から集落が集える場として使用する計画となっています。
転用に係る造成については、切土、盛土はなく、一部南東部分工作物の周囲にコンクリート擁壁を設置する計画となっています。また、雨水については道路横水路に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員	特に問題となることはないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
9番委員	自治会も所有できるのですか。
事務局	法人化していますので、土地を所有することはできます。
議長	ほかにご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、大阪府在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 34㎡ について 西村■■■■番地■■■■の■■■■さんが、隣接する自己住宅への進入路として■■■■さんとの共有名義で使用するための転用申請となっています。 転用に係る造成については、擁壁や切土、盛土等はなく、また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	耕作するには面積が小さいこともあり、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第3号は、東京都在住の■■■■さん所有の 草壁本町 字 ■■■ 番 ■■ 畑 99 m² について 長年に渡り耕作放棄状態が続いたため農地として復旧することが困難とな ったものです。証明を受けようとする土地は、地籍調査以前より被相続人 である隣接地所有者の敷地として隣接地と一体的に利用されており、かな りの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われま す。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
8番委員	<p>■■■■の南側の急斜面に位置しています。隣接しているのは宅地で、申 請地はすでに山林化しているので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
職務代理者	<p>今度、農地から地目は何に変更するのですか。農業委員にも事前に説明が ほしいです。</p>
事務局	<p>地目は宅地に変更したいとのことです。行政書士からは、国土調査以前か ら現在の状態でしたが、地籍で隣接の宅地と申請地の農地に分筆がなされ たという経緯を聞いています。</p>
議長	<p>他にご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番、2番と議 案第5号（農用地利用配分計画）について、関連がありますので一括して 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、議案第4号の1番は、千葉県在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■■ 番 ■■ 畑 678 m² について 2番は、池田在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■ 番 ■■ 畑 115 m² と 池田 字 ■■ 番 ■■ 畑 672 m² の計2筆 787 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借 入希望者に貸し付けるものとなっています。</p>

次に、議案第5号は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地計3筆1,465㎡について、[]の[]に貸し付ける計画となっています。

申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 実際は耕作しており、問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第6号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、土庄町在住の[]さんほか相続人2名所有の

池田 字 [] 番 [] 田 149㎡ と

池田在住の[]さん所有の

池田 字 [] 番 [] 田 352㎡ と

池田 字 [] 番 [] 田 1,237㎡ と

池田 字 [] 番 [] 畑 279㎡ と

池田在住の[]さん所有の

池田 字 [] 番 [] 田 800㎡ の計5筆2,817㎡について

[]が学校用地として整備するための農用地からの除外となっています。

小豆地域については特別支援学校がないことから、島内で障害の程度が特別支援学校に相当する児童生徒は、地元の小・中学校への通学や高松地域の特別支援学校への通学等により教育を受けています。この度、障害者の保護者や両町からの要望により、小豆地域において[]が特

別支援学校を整備することとなりました。具体的な検討を行い、両町や保護者団体等から聴取した意見を踏まえ、昨年12月に■■■小学校の西側に隣接する申請地が建設予定地として選定されました。なお、同月に■■■番、■■■番、■■■番（うち26.04㎡）については、■■■が埋蔵文化財に関する試掘調査を行うための一時転用について、農地法第5条第4項の規定による協議がされています。

申請地は東側を併せて利用する雑種地を含めて学校用地と接し、南側を町道を介して境内地と接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はないものと思われます。その他、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと思われます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 以前も一部転用案件で出ており、文化財の埋蔵物はなかったということで、問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 障害者を受け入れするというので、農業委員会としても問題はないと思います。他にご異議がないようございませすので、申請のとおりとします。続いて、議案第6号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、池田在住の■■■さん所有の池田 字 ■■■ 番 ■■■ 田 747㎡ について■■■が、駐車場を整備するための農用地からの除外となっています。

■■■は現在、申請地の近隣に通勤者用駐車場を確保してはいますが、その奥に駐車する事業用トラックが旋回しにくいいため、他所で従業員専用駐車場を整備することとしています。

計画地の選定にあたっては、本社に近く、町道に接し十分な広さがあり、地元地権者の同意が得られる場所を考慮した結果、申請地が最適地として

選定されたようです。

申請地は北側を宅地と接し、西側の一部を町道を介して雑種地と接するほか、南側を農道を介して宅地と接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はないものと思われます。その他、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと思われます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 大型トラックが旋回するので、前から他に駐車場が欲しいということで、近隣の方も了解されたということですので問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理者 ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

議長 それでは、引き続き協議事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 ○平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
○平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
○平成30年小豆島町賃借料情報について 説明

議長 ただいまの説明について質問等ありますか。

3 番委員 畑の賃借料の150,000円というのは、ガラスハウスではないのですか。

事務局 昨年の資料を調べたところ、150,000円となっていました。

3番委員

おそらく、ガラス温室だと思います。

集計について、施設に変えたほうがいいと思います。

議長

それでは、ほかに意見等が無ければ、来月の予定ですが、開催は農地利用状況調査の説明会終了後で、会場は本館3階大会議室の予定とします。

閉 会 午後2時 12分

議 長 会長

議事録署名人 5番

議事録署名人 6番